

第5章 市民生活部

[市民生活部]

1. 秋田市斎場

(1) 秋田市斎場 (予算額 98,920千円)

ア 所在地 秋田市外旭川字山崎537番地

イ 現況

- (ア) 敷地面積 14,331.05m²
- (イ) 建物面積 4,501.17m² (鉄筋コンクリート造、2階建)
- (ウ) 開設年月日 昭和31年8月(平成23年11月1日改築完成)
- (エ) 火葬炉 普通炉12基
- (オ) 職員数 17人

内訳：斎場長(再任用)1人

管理業務3人(内、再任用2人、会計年度任用職員1人)

火葬業務13人(内、再任用6人)

(2) 斎場使用料(平成23年11月1日改正)

区分	13歳以上	13歳未満	死胎 (妊娠4箇月以上)	人体の一部	死胎 (妊娠4箇月未満)	胞衣等
市民	無料	無料	無料	10,000円	10,000円	10,000円
市民以外	61,000円	41,000円	21,000円	10,000円	10,000円	10,000円

(3) 斎場利用数(令和元年度)

区分	市民				市民以外				合計				人体の一部等
	大人	小人	死産児	計	大人	小人	死産児	計	大人	小人	死産児	計	
件数	3,720	4	43	3,767	155	1	3	159	3,875	5	46	3,926	39

(4) 斎場火葬炉維持修繕経費 (予算額 26,172千円)

火葬業務を円滑に行うため、火葬炉の修繕を行う。

2. 平和公園(墓地公園)

(予算額 47,584千円)

市街地の北側約2kmの地点に位置する泉字五庵山(通称天徳寺山)一帯約70ha(21万坪)の丘陵にあり、この公園の中に明るい近代的な墓域を造成している。

墓地の第一期工事は昭和41年度から45年度まで1,617区画、第二期工事は、48年度から52年度まで1,151区画、第三期工事は54年度に用地を取得し、55年度から59年度まで1,625区画を造成した。

さらに平成元年度240区画、4年度320区画、8年度324区画を造成し、総計5,277区画の墓地が完成した。

なお、現在は、墓域内未利用地の造成等により、総区画数は5,284区画となったほか、新たに整備した合葬墓(埋蔵体数1,500体分)について、平成30年度に使用許可を行った。

3. 南西墓地

(予算額 3,139千円)

秋田市の南部・西部地区が、距離的要因により平和公園の利用者が少なく、しかも新興住宅地が増加している状況にあったことから、市民全体の利便性を考慮して、平成11年度豊岩地区に556区画造成したもので、植栽やあずまや、築山などを配置した、平和公園に準じた墓園的な墓地となっている。

平成17年度で全区画の使用許可を終了している。

4. 河辺墓地

(予算額 3,857千円)

市町合併に伴い旧河辺町から引き継ぎした、総区画数684区画の墓地である。

平成18年度に危険箇所の改修や未使用墓域の一部改修工事(区画再編工)を行い157区画を整備、20年度には未使用墓域157区画を整備し、現総区画数の684区画となった。

整備した区画については、平成19年度から使用許可を開始し、26年度で全区画の使用許可を終了した。

5. 北部墓地

(予算額 4,644千円)

市民の墓地需要に対し、計画的に墓地を提供するため平成21年度から事業に着手し、23年度に1期分558区画を整備および供用を開始し、23年度から28年度で558区画を使用許可した。第2期整備分536区画は平成29年度から供用を開始し、29年度は100区画、30年度は63区画、令和元年度は65区画を使用許可した。令和2年度については70区画を募集する。

また、平成30年度に整備した合葬墓(埋蔵体数1,500体分)について、令和元年度は1,075体分を使用許可した。令和2年度については100体分を募集する。

6. 自治振興

(1) コミュニティ施設の整備

(予算額 574,955千円)

地域住民の自主的で健全な自治活動の振興を図るため、活動拠点となるコミュニティセンター等の建設および既存施設の改修等を行う。

・仁井田地区コミュニティセンター(仮称)建設事業	165,207千円
・下北手地区コミュニティセンター改築事業	239,563千円
・上北手地区コミュニティセンター改築事業	13,443千円
・コミュニティセンター等特定天井耐震改修事業	148,698千円
・コミュニティセンター等施設整備	8,044千円

(2) 町内防犯灯LED化事業

町内会等で管理する水銀灯や蛍光灯など既設の防犯灯について、ESCO事業により、消費電力の少ない環境にやさしい10WLED防犯灯に取り替え、その後はESCO事業者により、10年間一括維持管理を行う。

・ESCOサービス契約額	536,251千円
・契約期間	平成24年3月30日から令和4年9月30日

(3) 町内会等に対する補助

ア まちあかり・ふれあい推進事業

(予算額 77,744千円)

地域自治活動を活発化するため「まちあかり・ふれあい推進事業」として町内会等に対し助成するほか、防犯灯にかかる年間電気料(予算の範囲内で80%を限度)を助成する。

・町内自治活動助成金	28,777千円
・防犯灯電気料助成金	40,550千円
・灯具交換・補修費助成金	205千円
・町内防犯灯新設委託料	6,730千円

イ 集会所類似施設整備・建設費助成事業

(予算額 2,470千円)

地域の活動の拠点となる集会所類似施設の建設および整備費の一部を補助する。

22町内会 2,470千円

[集会所類似施設補助金]

補助金の名称 および種類	補助対象事 業の種類	補助の要件および補助対象経費	補助金の 交付額	補助金 の限度 額	経費使途区分
建設費等補助 金	新築、建替 え、増改築 (当該部分 の床面積の 合計が50㎡ 以上のもの)、購入	(1) 床面積50㎡以上99㎡以内。ただし、これに満たない新築又は購入の場合において、敷地の建ぺい率、町内会等の規模等の理由により、市長が必要と認めるときは、この限りでない。	床面積1㎡当たり10,000円を乗じて得た額	99万円	新築費、増改築費、購入費（解体費、備品購入費、土地購入費、事務費を除く。）
		(2) 床面積99㎡を超える施設であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの ア 災害時において避難所として地区住民を無償で受け入れる施設であること。 イ 台所又は調理場を有していること。 ウ 浴室、シャワー室等衛生上の配慮がなされていること。 エ 災害用の備蓄倉庫を有していること。 オ 玄関および出入口付近にスロープを有していること。 カ 車椅子利用者および介助者が利用することができるトイレを有していること。 キ 各室およびこれらを結ぶ経路に段差がないこと。 ク 出入口の戸が引戸、折戸等であること。	事業費に3分の1を乗じて得た額	500万円	
営繕費等補助 金	営繕および 附帯施設の 整備、修繕 等	(1) 100,000円以上200,000円未満	60,000円	定額	営繕費（床面積50平方メートル未満の増改築費を含む。）、附帯施設整備費
		(2) 200,000円以上	100,000円		
備品購入費補 助金	備品の購入	(1) 60,000円以上100,000円未満	30,000円	定額	備品購入費
		(2) 100,000円以上	50,000円		

(4) 集会所類似施設建設資金貸付制度

上記の建設費の一部補助のほかに貸付を行う。

- ア 貸付対象 50㎡以上の建物（集会所建設費補助制度に準ずる）
- イ 貸付限度 7,000千円 ただし、対象事業費から補助額を差し引いた必要資金の75%以内
- ウ 貸付利率 0.5%以内
- エ 貸付期間 10年（元利均等年賦）

- (5) 防犯活動推進事業 (予算額 1,044千円)
防犯に対する市民意識の高揚を図り、だれもが安心して暮らせるまちづくりのため、防犯活動や暴力追放運動を推進する。
- (6) 住居表示整備 (予算額 743千円)
住居表示実施区域において、建物の新改築に当たっての住居番号決定、住居表示実施証明のほか、住居表示案内板および街区表示板の設置又は更新を行う。
- (7) 住居表示台帳電子化事業 (予算額 34,705千円)
住居表示実施区域において、GISを活用し住居表示台帳(紙媒体)の電子化を行い、住居番号の付番業務の大幅な改善および住民登録窓口と住居表示実施情報の共有による業務の効率化を図り、住民サービスの向上に資する。

◎コミュニティセンター等施設一覧

・コミュニティセンター (30館)

施設名	建設年度	構造	面積 (m ²)	備考
旭川地区 コミュニティセンター	昭和51	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨2階建	754.39	
飯島地区 〃	52	〃	999.79	平成3.12増築 平成23.4.1コミセン化
寺内地区 〃	53	〃	655.51	平成23.4.1コミセン化
檜山地区 〃	54	鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨平屋建	1,647.84	昭和61年体育館新設 平成17年会議室棟増設
東地区 〃	54	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨2階建	809.50	
勝平地区 〃	平成24	鉄骨造2階建	1,299.50	児童センター併設 (369.78m ²)
外旭川地区 〃	昭和58	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨2階建	994.95	
将軍野地区 〃	60	〃	664.49	平成23.4.1コミセン化
茨島地区 〃	49	鉄筋コンクリート造4階建の うち1、2階を使用	700.30	昭和63.4コミセン開館
泉地区 〃	平成2	鉄筋コンクリート造2階建	1,107.60	
明德地区 〃	4	〃	944.60	
大住地区 〃	5	〃	1,022.25	
浜田地区 〃	6	木造平屋建	466.03	平成23.8増築
港北地区 〃	7	鉄筋コンクリート造2階建	999.46	
八橋地区 〃	10	〃	997.80	
旭北地区 〃	15	〃	1,017.76	
河辺岩見三内地区 〃	8	鉄骨造平屋建	779.86	平成17.1.11合併承継 岩見三内連絡所併設
保戸野地区 〃	17	鉄筋コンクリート造2階建	1,093.46	
川尻地区 〃	18	鉄骨造2階建	1,303.64	児童センター併設 (345.08m ²)
下新城地区	5	木造平屋建	487.35	平成21.4.1コミセン化
豊岩地区 〃	6	〃	487.90	平成21.4.1コミセン化
下浜地区 〃	昭和56	〃	519.07	平成3.4増築 平成21.4.1コミセン化

旭南地区 〃	平成21	鉄骨造2階建	809.59	児童館(303.60㎡)併設
上北手地区 〃	3	木造平屋建	339.52	平成25.4.1コミセン化
太平地区 〃	8	〃	620.23	平成28.4.1コミセン化
下北手地区 〃	2	〃	446.56	平成28.4.1コミセン化
桜地区 〃	28	鉄骨造2階建	726.96	
上新城地区 〃	昭和63	木造平屋建	374.77	平成30.4.1コミセン化
飯島南地区 〃	平成30	鉄骨造2階建	738.26	
金足地区 〃	令和元	木造平屋建	546.37	令和2.1.20コミセン化

・コミュニティ類似施設（8館）

施設名	建設年度	構造	面積(m ²)	備考
ふれあい交流館かわべ	平成14	鉄骨造2階建	762.45	平成17.1.11合併承継 和田駅舎併設
雄和基幹集落センター	昭和53	鉄筋コンクリート造2階建	463.83	平成17.1.11合併承継 大正寺連絡所併設
雄和地区北部コミュニティ施設	昭和57	木造平屋建	340.88	平成17.1.11合併承継
雄和農林漁家婦人活動促進施設	平成7	木造平屋建	193.77	平成17.1.11合併承継
雄和山村交流センター	平成14	木造平屋建	153.19	平成17.1.11合併承継
雄和左手子交流センター	平成16	木造平屋建	146.24	平成17.1.11合併承継
河辺岩見温泉交流センター	平成28	木造+鉄筋コンクリート造平屋建	602.21	
下新城交流センター	昭和51	鉄筋コンクリート造2階建	1,610.87	旧北部公民館

7. 市民協働・都市内地域分権の推進

(予算額 58,672千円)

(1) 地域支援事業

コミュニティセンター等を巡回し地域の各種相談に対応するとともに、「地域づくり交付金」により、地域課題の解決や地域の活性化等に取り組む団体を支援する。

(2) 市民協働・市民活動支援事業

市民活動団体のアイデアと能力を活用しながら、市と市民活動団体が協働する取り組みを促進するため、協働サポート交付金による支援を行う。また、「つむぎすと」等のキャリアアップを図るとともに、「市民協働ミーティング」や市民活動を支援する講座等を開催する。

(3) 地域まちづくり推進事業

市民サービスセンターを拠点に、各地域づくり組織とセンターが中心となって、地域の課題や特性について地域住民と一緒に考え、市民協働による特色ある地域まちづくりを実践する。

8. 男女共生社会の推進

(予算額 2,045千円)

誰もが互いを認めあい、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる男女共生社会が形成されるよう、家庭や学校、職場、地域など、生活のあらゆる場面において男女共生の理解が浸透し、行動へとつながるための取組を推進する。

(1) 市民行動計画の推進

「秋田市男女共生推進会議」の意見を取り入れながら、「第5次秋田市男女共生社会への市民行動計画」の推進に努めるとともに、同計画の周知を進め、男女共生の理念の啓発を図る。

(2) 男女共生講座等の実施

市民の意識啓発を図るため、身近なテーマから男女共生社会への理解を深める市民講座や、企業、地域等へ出向く出張講座等を開催する。

9. 女性の活躍推進

(予算額 7,448千円)

女性活躍推進法の施行を踏まえ、仕事と家庭生活との両立および一人ひとりが個性や能力を発揮できる環境づくりを一層推進し、女性の活躍を促進する。

(1) 女性の活躍推進シンポジウムの開催

女性活躍の意識啓発を図るシンポジウムを開催するとともに、広く市民に向けて、企業・団体等の活動を紹介したパネル展、ブース展を開催する。

(2) ウーマンワーク・ラボの実施

女性のキャリアアップや就業継続を支援するため、企業・各種団体の管理職および中堅社員対象の研修会を開催するとともに、育休中や育児をしながら再就職を目指す女性を対象としたセミナーや相談会などを実施する。

10. 家族・地域の絆づくりの推進

(予算額 3,025千円)

家族や地域の絆のもと、支えあいの市民共生社会の実現を目指し、人と人とのつながりや思いやりの心を見つめ直す機会を提供して、絆を大切にしようとする機運を醸成する。

(1) 絆映画上映会の開催

人と人とのつながりや、家族・地域の絆を感じさせる映画を選定し、「絆映画上映会」を開催すると同時に、絆について考えを深める機会を創出する。

(2) 小学校における絆の学習の実施

市内の各小学校に講師を派遣し、命の大切さ、防災を通しての家族や地域の人たちとのつながりの大切さ、絆を大切にするコミュニケーションをテーマに授業を実施する。

(3) 絆のコンサートの開催

絆をテーマとした市民参加型のコンサートを開催し、家族・地域の絆の大切さを、歌や音楽を通じた強いメッセージとして発信する。

11. 総合窓口業務

(予算額 27,639千円)

(1) 総合案内

市役所を訪れる方に、窓口の案内をする。

・令和元年度 案内件数 38,800件

(2) 窓口案内電話

市民からの問い合わせ等に適切な部署を案内する。

・令和元年度 案内件数 48,036件

12. 住民基本台帳、戸籍関係の異動・届出等取扱件数

(1) 住民基本台帳の異動取扱件数年度別の推移

単位：件

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
合計	32,879	31,560	31,177	30,685	32,034
転入	7,387	7,144	6,929	6,788	7,345
転出	7,667	7,675	7,559	7,262	7,464
転居	7,951	7,107	7,127	7,179	7,030
出生	2,048	1,910	1,857	1,793	1,723
死亡	3,482	3,567	3,625	3,506	3,740
世帯分離	519	533	553	558	601
世帯合併	198	226	204	185	233
世帯主変更	2,557	2,539	2,569	2,347	2,531
住所修正	7	9	9	317	522
帰化	-	-	-	-	-
国籍取得	-	-	-	-	-
在留記載	25	25	24	27	22
在留消除	366	306	223	184	206
職権回復	0	1	0	0	0
職権削除	39	29	38	24	15
その他	633	489	460	515	602

(2) 戸籍の届出件数年度別の推移

単位：件

事件の種類		年度	27	28	29	30	元
合 計			13,654	13,333	13,099	12,550	13,274
1	出生		2,941	2,734	2,638	2,504	2,412
2	国籍留保		15	21	20	15	24
3	認知		30	27	26	24	29
4	養子縁組		221	224	190	155	168
5	養子離縁		99	60	72	66	87
6	法69条の2・73条の2		13	1	6	8	9
7	婚姻		2,874	2,758	2,675	2,558	2,821
8	離婚		722	695	702	615	670
9	法75条の2・77条の2		268	262	283	244	274
10	親権・後見・後見監督・保佐		22	14	12	15	21
11	死亡		4,023	4,135	4,168	4,064	4,373
12	失踪		6	6	6	2	3
13	復氏		8	8	8	5	9
14	姻族関係終了		11	16	17	19	19
15	相続人廃除		0	0	0	0	0
16	入籍		495	508	544	472	527
17	分籍		62	61	42	56	53
18	国籍取得		2	2	0	0	1
19	帰化		9	11	9	6	0
20	国籍喪失		1	2	2	2	0
21	国籍選択		7	2	1	2	1
22	外国国籍喪失		0	0	0	0	0
23	氏の変更		43	40	34	32	32
24	名の変更		15	7	12	4	8
25	転籍		1,378	1,361	1,271	1,353	1,394
26	就籍		0	0	0	0	0
27	訂正・更正		297	300	274	261	249
28	追完		2	1	4	2	4
29	その他		13	11	22	9	22
30	不受理申出		77	66	61	57	64

(3) 戸籍・住民票写し等の証明書取扱通数（令和元年度）

単位：枚

種類	月別	計	月平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
合計		386,621	32,218	33,938	29,086	33,076	35,920	29,333	31,358	34,928	30,017	28,905	29,844	30,092	40,124	
現 戸 籍	謄本 (全部事項)	37,913	3,159	2,797	2,752	2,679	2,973	3,093	3,148	3,685	3,671	3,283	3,352	3,025	3,455	
	抄本 (個人事項)	8,869	739	638	659	691	684	597	803	936	776	791	895	703	696	
	交付機	10,377	865	1,096	952	936	981	1,009	912	806	858	767	681	600	779	
	コンビニ	1,518	127	100	81	80	101	82	72	138	174	132	173	163	222	
	一部事項証明	3	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	
	記載事項 証明	12	1	3	5	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0
	届書写し	57	5	6	8	9	0	1	3	6	8	3	3	3	7	
	受理 (普通)	700	58	54	77	72	51	39	55	51	61	74	38	67	61	
	受理 (上質)	47	4	1	6	3	1	4	5	0	3	4	5	7	8	
	計	59,496	4,958	4,696	4,540	4,470	4,791	4,826	4,998	5,626	5,551	5,055	5,147	4,568	5,228	
除 籍 原 戸 籍	謄本	40,276	3,356	2,957	2,889	3,101	3,291	3,281	3,540	3,757	3,681	3,643	3,664	3,121	3,351	
	抄本	442	37	32	47	24	28	39	28	56	27	39	46	19	57	
	記載事項 証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	40,718	3,393	2,989	2,936	3,125	3,319	3,320	3,568	3,813	3,708	3,682	3,710	3,140	3,408	
住 民 基 本 台 帳	住民票の 写し	107,727	8,977	10,233	7,133	9,493	10,956	7,474	7,991	11,138	7,425	7,454	7,639	8,151	12,640	
	交付機	46,729	3,894	5,359	4,230	4,913	5,547	3,771	3,993	3,329	2,588	2,525	2,887	3,047	4,540	
	コンビニ	5,566	464	345	295	366	399	344	335	425	434	406	525	678	1,014	
	広域交付	234	20	23	20	18	19	22	18	13	21	18	16	17	29	
	通知カード 再交付	1,093	91	119	83	126	112	83	59	100	86	70	73	66	116	
	個人番号カード 再交付	188	16	17	19	10	8	16	25	16	9	13	15	25	15	
	附票の 写し	21,201	1,767	1,380	1,379	1,510	1,675	1,620	1,962	2,169	2,335	1,931	1,910	1,699	1,631	
	閲覧	2,099	175	0	197	256	78	59	159	312	153	430	92	363	0	
計	184,837	15,403	17,476	13,356	16,692	18,794	13,389	14,542	17,502	13,051	12,847	13,157	14,046	19,985		
印 鑑	印鑑登録 証交付	10,319	860	964	883	840	883	811	823	807	699	721	774	799	1,315	
	印鑑登録 証明書	27,790	2,316	1,753	1,638	1,860	2,001	1,562	1,703	2,666	2,734	2,516	2,617	2,951	3,789	
	交付機	53,705	4,475	5,246	5,028	5,380	5,323	4,769	5,008	3,720	3,523	3,315	3,658	3,645	5,090	
	コンビニ	3,695	308	188	190	214	258	215	267	280	320	321	348	465	629	
	計	95,509	7,959	8,151	7,739	8,294	8,465	7,357	7,801	7,473	7,276	6,873	7,397	7,860	10,823	
自動車臨時 運行許可	2,507	209	286	252	243	247	197	211	216	200	189	126	156	184		
諸証明ほか	3,430	286	333	256	246	298	232	219	284	225	248	298	305	486		
電子証明書	124	10	7	7	6	6	12	19	14	6	11	9	17	10		

13. 国民年金

(予算額 4,525千円)

(1) 加入の状況 (第1号被保険者のみ)

各年度末 単位：人

年度	第1号被保険者		
	強 制	任 意	合 計
28	32,001	453	32,454
29	30,130	402	30,532
30	29,352	379	29,731
元	28,870	373	29,243

14. 国民健康保険事業

(予算額 31,261,117千円)

(1) 国保加入状況 (令和2年4月1日現在)

被保険者数 58,183人

世帯数 39,032世帯

(2) 保険給付

ア 給付割合 0歳～義務教育就学前 8割
 義務教育就学～65歳未満 7割
 65歳以上70歳未満の前期高齢者 7割
 70歳以上75歳未満の前期高齢者 8割又は7割

イ その他の保険給付

(ア) 出産育児一時金 420,000円 (平成27年1月1日改正)

産科医療補償制度登録分娩機関での出産は一児につき42万円、それ以外は40万4千円を支給

(イ) 葬 祭 費 50,000円 (平成9年4月1日改正)

(3) 保険税

ア 賦課方式 3方式 (昭和57年4月1日改正)

所得割、被保険者均等割、世帯別平等割

イ 算定基準

所得割 前年中の総所得金額－基礎控除 (33万円)

ウ 納付回数 普通徴収 9回 (7月～3月) 特別徴収 6回 (4月～2月)

エ 保険税率

年 度	区 分	税 率			課 税 限 度 額 (円)
		所 得 割	均等割 (円)	平 等 割 (円)	
28	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	540,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	190,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	160,000
29	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	540,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	190,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	160,000
30	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	580,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	190,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	160,000
元	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	610,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	190,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	160,000
2	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	630,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	190,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	170,000

オ 国保事業概要

区 分		年 度	平成30 (決 算)	令和2 (当 初)
国 保 加 入 (3月～2月平均)	被 保 険 者 数		60,411 人	57,806 人
	世 帯 数		39,990 世帯	38,830 世帯
保 険 税 負 担 状 況 (現年度分)	世帯当たり	最 高	930,000 円	990,000 円
		※最 低	24,800 円	24,800 円
		平 均	132,074 円	129,526 円
	1 人 当 た り 平 均		87,429 円	87,008 円
保 険 税 収 納 率 (現 年 度 分)			89.18 %	89.35 %
療 養 諸 費	費 用 額		25,483,513 千円	26,656,310 千円
	保 険 者 負 担 分		18,607,187 千円	19,463,523 千円
	1 人 当 た り 費 用 額		421,836 円	461,142 円
	1 人 当 た り 保 険 者 負 担 分		308,010 円	336,710 円
その他の保険給付	出 産 育 児 一 時 金 (1件単価)		420,000 円	420,000 円
	葬 祭 費 (1件単価)		50,000 円	50,000 円
予 算 額 (R 2)	歳 入		31,417,112 千円	31,261,117 千円
決 算 額 (3 0)	歳 出		30,969,801 千円	31,261,117 千円
	差 引		447,311 千円	0 円
一 般 会 計 繰 入 額			2,506,769 千円	2,540,039 千円

※ 最低の金額は介護分を含む場合のものを記載

(4) 高額療養費融資斡旋制度 (昭和51年11月10日から実施)

国保に加入している世帯で、医療費の支払いに困っている方に対し資金の融資をあっせんすることにより、その世帯の生活の安定を図ることを目的とした制度である。

ア 融 資 額	高額療養費として支給される額以内 (1万円以上)
イ 融 資 期 間	高額療養費の支給日まで
ウ 利 子	市が全額負担 (年利3.23%、30年4月1日改正)
エ 返 済	高額療養費支給日に元金および利子を全額一括返済
オ 取扱金融機関	秋田銀行秋田市役所支店

カ 利 用 状 況 (令和元年度実績)

(ア) 申 込 件 数	2 件
(イ) 融 資 額	395,805 円
(ウ) 1 件 当 た り 融 資 額	197,902 円

(5) 保健事業

国民健康保険加入者の健康保持および疾病の早期発見と自主的な健康管理の向上を図ることを目的に、費用の一部を助成している。

事業名	対象者	助成内容	令和元年度実績
はり・きゅう・マッサージ (昭和61年度から実施)	国民健康保険加入者で 55歳以上75歳未満の方	1回800円 (年40回以内)	利用件数 10,673 件 助成額 8,539 千円
健康診査 (平成9年度から実施)	国民健康保険加入者	大腸がん 胃がん 子宮頸がん 前立腺がん 乳がん 自己負担分 を全額助成	利用件数 17,030 件 助成額 23,631 千円
健康表彰 (平成28年度から実施)	国民健康保険加入世帯 で1年間医療機関を受診 していない等の一定 要件に該当するもの	該当世帯にカタログギフ トを贈呈	表彰世帯数 137 世帯 実績額 603 千円

15. 健康診査等

(1) 特定健康診査・特定保健指導事業 (予算額 185,043千円)

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を防ぐために、特定健康診査と特定保健指導を実施する。

第2期データヘルス計画に基づき令和2年度は健診受診率42.5%、保健指導実施率46.0%を目標とする。

- ・対象者 40～75歳未満の国民健康保険加入者（ただし、妊産婦、長期入院者、施設入所者など告示で定める者、労働安全衛生法に基づく事業者健診等、特定健康診査に相当する健康診査を受けた者を除く。）

(2) 後期高齢者健康診査事業 (予算額 106,532千円)

高齢者の生活の質を確保し、かつ生活習慣病を早期発見するために、健康診査を実施する。

- ・対象者 後期高齢者医療制度の被保険者

(3) 人間ドック保健事業 (予算額 38,403千円)

国民健康保険加入者の健康保持および疾病の早期発見と自主的な健康管理の向上を図ることを目的に、費用の一部を助成する。

- ・対象者 35歳以上の国民健康保険加入者（加入月数12か月以上）

(4) 糖尿病重症化予防事業 (予算額 296千円)

糖尿病が重症化するリスクの高い未治療者、治療中断者を治療に結びつける。また、重症化するリスクの高い通院患者に対し、主治医の判断により腎不全、人工透析への移行を予防するために保健師・管理栄養士による保健指導を実施する。

16. 後期高齢者医療制度

(予算額 7,096,008千円)

(1) 加入状況（令和2年4月1日現在）

秋田市の被保険者数 47,891人（秋田県全体の被保険者数 191,540人）

(2) 保険給付

ア 給付割合 9割または7割（自己負担割合 1割または3割）

イ その他の保険給付

(ア) 高額療養費

(イ) 入院時の食事代

(ウ) 葬祭費 50,000円

(3) 保険料

ア 賦課額の算定

保険料は、所得割額と被保険者均等割額の合計額

所得割額は、前年の総所得額（基礎控除後の額）に所得割率を乗じた額

所得割率	均等割額（円）	賦課限度額（円）
8.38/100	43,100	640,000

イ 納付回数

(ア) 普通徴収 8回（7月～2月）

(イ) 特別徴収 6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）

(4) 秋田県後期高齢者医療広域連合への負担金

保険者である秋田県後期高齢者医療広域連合に対し、保険料納付金、療養給付費および事務費など運営に係る経費を負担する。

17. 西部市民サービスセンター

(予算額 154,201千円)

所在地 秋田市新屋扇町13番34号

建築年度	構造	面積 (㎡)
平成21	鉄筋コンクリート造（3階建）	3,643.69

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

（西部地域住民自治協議会を指定管理者としている。）

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

18. 新屋ガラス工房

(予算額 102,981千円)

所在地 秋田市新屋表町5番2号

建築年度	構造	面積 (㎡)
平成29	木造一部鉄筋コンクリート造 (平屋一部2階建)	1,373.13

新屋地域の歴史とものづくりの精神を伝承し、住民主体のまちづくりを推進するため、ガラス作品の展示・販売、ガラス制作体験の実施、展示スペース・工房設備の貸出しのほか、イベントの開催や地域団体との連携等を行う。

19. 北部市民サービスセンター

(予算額 224,363千円)

所在地 秋田市土崎港西五丁目3番1号

建築年度	構造	面積 (㎡)
平成23	鉄筋コンクリート造（3階建）	5,581.54

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・体育館・和室・洋室等の貸出施設を備える。

（北部地域住民自治協議会を指定管理者としている。）

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

20. 土崎みなと歴史伝承館

(予算額 43,906千円)

所在地 秋田市土崎港西三丁目10番27号

建築年度	構造	面積 (㎡)
平成29	鉄筋コンクリート造 (2階建) 一部鉄骨造	1,393.98

土崎地区における地域の歴史と文化を伝承し、地域資源を生かした住民主体の人づくり、まちづくりおよびにぎわいづくりを推進するため、資料の展示や学習の場の提供などにより、曳山行事の伝承、空襲による被爆体験の継承等を行う。(土崎みなと街づくり協議会を指定管理者としている。)

21. 河辺市民サービスセンター

(予算額 87,646千円)

所在地 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2

建築年度	構造	面積 (㎡)
昭和63	鉄筋コンクリート造 (3階建)	3,362.45

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(河辺の郷自治協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

(1) 河辺岩見温泉交流センター管理運営

(予算額 42,542千円)

河辺岩見温泉交流センターの適切な施設管理・運営を行う。

(河辺岩見温泉交流センター管理運営協議会を指定管理者としている。)

22. 雄和市民サービスセンター

(予算額 68,440千円)

所在地 秋田市雄和妙法字上大部48番地1

建築年度	構造	面積 (㎡)
昭和63	鉄筋コンクリート造 (3階建)	3,724.22

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(雄和市民協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

小規模水道施設を利用している地域の生活水の管理運営を行う。

(対象施設 雄和藤森地区：9戸、雄和中の沢地区：12戸)

23. 南部市民サービスセンター

(予算額 194,173千円)

(1) 南部市民サービスセンター

所在地 秋田市御野場一丁目5番1号

建築年度	構造	面積 (㎡)
平成26	鉄筋コンクリート造 (2階建)	2,229.44

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(南部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

(2) 南部市民サービスセンター別館

所在地 秋田市牛島東六丁目4番5号

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成30	鉄筋コンクリート造 (2階建)	1,632.00

地域の生涯学習を推進する。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室・音楽室等の貸出施設を備える。

(南部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

24. 東部市民サービスセンター

(予算額 164,863千円)

所在地 秋田市広面字釣瓶町13番地3

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成27	鉄筋コンクリート造 (2階建)	2,538.98

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービス（住民票や印鑑証明書の交付、国民健康保険、市税、福祉などに関する各種手続きを除く。）を行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(東部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

25. 中央市民サービスセンター

(予算額 224,749千円)

所在地 秋田市山王一丁目1番1号

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成28	鉄筋コンクリート造 (本庁地上6階、搭屋1階、地下1階)	本庁30,946.86㎡のうち2、3階部分の一部

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービス（住民票や印鑑証明書の交付、国民健康保険、市税、福祉などに関する各種手続きを除く。）を行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室・音楽室等の貸出施設を備える。

(中央地域づくり協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

26. 駅東サービスセンター

(予算額 502千円)

所在地 秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センター アルヴェ1階

建 築 年 度	構 造	面 積 (㎡)
平成16	鉄筋鉄骨コンクリート造 (5階建)	236.00

(事務所部分のみ)

住民基本台帳、戸籍、国民健康保険、国民年金等の事務を取り扱っている。

27. 相談事業

(予算額 5,737千円)

(1) 市民相談

市民の個人的な相談や苦情の受付を行い、問題解決に当たる。

・令和元年度 相談総件数 3,670件

(2) 専門相談（無料相談）

弁護士、司法書士、社会保険労務士、公証人、税理士、行政書士、行政相談委員および人権擁護委員による無料相談を実施する。

・令和元年度	法	律	326件						
	司	法	書	士	144件				
	年	金	・	社	会	保	険	等	18件
	公	証	人	・	遺	言	36件		
	税	務	54件						
	行	政	書	士	4件				
	行	政	1件						
	人	権	・	困	り	ご	と	16件	

(3) 市民相談主任者

市政に対する相談、要望および苦情に関して、関係各課所室との密接な連絡により、速やかにかつ適切に処理するため、各課所室に市民相談主任者（原則として課長補佐）を設置する。

(4) 犯罪被害者等支援

「犯罪被害者等支援総合窓口」において、犯罪被害者等からの様々な相談に応じ、適切に担当部署や関係機関を紹介するとともに、市役所における各種手続の窓口一元化を図る。

また、「秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例」に基づき、犯罪行為により死亡した市民の遺族又は傷害を受けた市民に対し、見舞金を支給する。

28. 消費生活

(予算額 17,466千円)

(1) 消費者支援事業

ア 消費生活相談

消費生活に関する苦情や相談に応じ、助言、情報提供、あっせん等を行う。

・令和元年度 相談件数 1,818件

イ 多重債務相談

多重債務を解決するために、弁護士および司法書士による無料相談会を実施する。

(2) 消費者啓発事業

ア 消費生活出前講座

市民が安全で快適な消費生活を営むことができるよう、必要な情報等を提供するため、各地域等に出向き開催する。

イ 消費生活パネル展・消費者講座

消費生活における身近な情報の提供および悪質商法や特殊詐欺などの被害防止を目的に、パネルの展示や講座を開催する。

ウ 金融経済講演会

暮らしに役立つ金融経済情報の提供を目的に、秋田県金融広報委員会、秋田県生活センターおよび本市の三者共催で講演会を開催する。

(3) 消費者行政強化事業

ア 高齢者等の被害防止事業

高齢者等の消費者被害を未然に防止するため、地域の関係機関と見守り活動等を行うネットワークを構築する。

イ 成年年齢引下げに伴う消費者教育事業

成年年齢引下げに伴う消費者トラブルの未然防止に向け、知識を有する教員を養成するための研修会を開催するとともに、中高生等を対象とした消費者教育を実施する。

ウ 消費生活相談員等レベルアップ事業

多様化・複雑化する消費者問題について、正確で分かりやすい情報を消費者に提供するため、消費生活相談員等が国の指定する研修会に参加する。

(4) 消費生活審議会

消費者等からの苦情に関するあっせん又は調停を行うほか、消費生活に関する重要な事項について審議する。

29. 計量事業

(予算額 2,686千円)

昭和55年4月に計量検査所を設置し、計量器の定期検査、事業所や店舗への立入検査等を実施し、適正計量の普及に努めている。

[令和元年度検査業務実績]

(1) 定期検査

項目	受検戸数 (戸)	受検器数 (器)	不合格数 (器)	不合格率 (%)	検査手数料 (円)
集合検査	165	456	2	0.4	371,050
所在場所検査	61	466	8	1.7	533,300
合計	226	922	10	1.1	904,350

(2) 全国一斉商品量目立入検査

項目	検査日数 (日)	検査戸数 (戸)	検査件数 (件)	不正件数 (件)	不正率 (%)	
量目	中元時	4	8	554	2	0.4
	年末・年始時	4	8	575	0	0
	計	8	16	1,129	2	0.2

